

マンション総合対策モデル事業（マンションストック長寿命化等モデル事業）に係る
事務事業を実施する者の公募についての公示

令和 7 年 2 月 2 8 日
国土交通省住宅局長 楠田幹人

次のとおり、マンション総合対策モデル事業（マンションストック長寿命化等モデル事業）に係る事務事業を実施する者の公募について公示します。

注）本事業は、令和 7 年度予算によるものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。なお、国会における予算審議の状況によっては、事業内容や事業主体の採択等の変更等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

また、この公募は、令和 7 年度予算によるマンションストック長寿命化等モデル事業に関する事務事業等を実施する者を公募するものであり、マンションストック長寿命化等モデル事業による計画や工事の募集とは異なります。当該事業による補助を受けようとする事業者の募集については、別途行います。

1. 事業概要

(1) 事業名

マンションストック長寿命化等モデル事業に関する事務を行う事業

(2) 事業目的

本事業は、マンションストック長寿命化等モデル事業を行う者に補助金を交付する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、マンションストック長寿命化等モデル事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

マンションストック長寿命化等モデル事業に関する以下の事務

- 補助金の交付申請に係る審査、交付決定
- 完了実績報告に係る審査、補助金額の決定
- 補助事業者の事業進捗の確認（年 4 回程度）
- 成果報告の受理、整理、確認
- 補助金支払いの実施
- 事業に係る相談の受付 等

(4) 事業期間

令和 7 年 4 月上旬 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)～(6)までの全ての条件を満たすことのできる者とする。

- (1) 事務事業の実施に関する計画が適切なものであること。
- (2) 事務事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有して

いること。

- (4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 担当：吉原

電話 03-5253-8111（内線39916）

電子メール yoshihara-t2wu@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 令和7年2月28日（金）から令和7年3月13日（木）まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 募集要領の交付を希望する場合は、予め（1）の担当係まで事前に連絡を行い、手交、又は電子メールにより交付。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 令和7年3月13日（木）18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ、持参、郵送または電子メールにて提出すること。
- ④その他
 - ・持参、郵送の場合は、3部提出すること。
 - ・郵送の場合は、書留郵便で郵送すること。
 - ・電子メールの場合は、着信を確認すること。
 - ・電子メールの場合は、以下のソフト及び形式で作成し提出すること。
「Just System 一太郎2004～2016」「Microsoft Word2003～2016」「Microsoft Excel2003～2016」「Adobe Acrobat Reader4.0～11」（これ以外での提出は無効）
 - ・電子メールの場合は、ファイル総量は極力1メガバイト以内とし、印刷時に規定の枚数以下になるように設定を行っておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示

請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出時に申し出ること。

- (7) 詳細は説明書によるため、申込にあたっては必ず担当者より説明書を受領すること。